

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

## 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

ポイント！



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えれば

### (社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

### (学校)

- |      |         |                   |
|------|---------|-------------------|
| ・幼稚園 | ・義務教育学校 | ・特別支援学校           |
| ・小学校 | ・高等学校   | ・高等専門学校           |
| ・中学校 | ・中等教育学校 | ・専修学校（高等課程を置くもの）等 |

### (医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

1

## 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

# 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画**に基づいて**避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう。**
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直しを行いましょう。**
- **施設職員への防災教育**のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3

# 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト※等**を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問

船橋市危機管理課計画係にお問い合わせください。TEL：047-436-2038

### 法律に関するご質問

**水防法関係**

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

**土砂災害防止法関係**

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

### 避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ **要配慮者利用施設の浸水対策**

[https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensaisuibou02.html)



# 家具転倒防止器具設置費を補助します

要支援・要介護高齢者の方や重度障害者の方のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の設置に要した費用を補助します。

## <注意点>

※ つっぱり棒、ストッパー、粘着マット等による簡易的な固定は対象外

※ 市に登録した事業者による施工でないもの、令和7年6月30日以前に施工されたものは対象外

## 【補助対象者及び申請窓口】

市内に住所を有する以下の世帯のうち、自ら家具転倒防止器具を取り付けることが困難な方

	対象世帯	申請窓口
A	・高齢者等※1のみの世帯 ・高齢者等※1及び18歳未満の者のみの世帯 ・高齢者等※1及び重度障害者等※2のみの世帯 ・高齢者等※1、重度障害者等※2及び18歳未満の者のみの世帯	高齢者福祉課 在宅支援係 ☎047-436-2352
B	・重度障害者等※2のみの世帯 ・重度障害者等※2及び18歳未満の者のみの世帯	(手帳をお持ちの場合等) 障害福祉課 紿付事業係 ☎047-436-2308  (手帳をお持ちでない場合等) 保健総務課 疾病対策係 ☎047-409-2891

\*A・Bいずれの要件も満たす場合はAの窓口に申請してください。

### ※1 高齢者等：下記のいずれかに該当

- ① 65歳以上で要介護(要支援)認定を受けている者
- ② 40歳以上65歳未満で要介護3以上の認定を受けている者

### ※2 重度障害者等：下記のいずれかに該当

- ① 身体障害者手帳1・2級(免疫機能障害は除く)
- ② 療育手帳Ⓐ～Ⓐの2等
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ④ 難病患者のうちALS患者及び24時間人工呼吸器装着者
- ⑤ 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者



## 【補助金額】

20,000円もしくは設置に要した費用(器具代含む)の9割のいずれか低い額(差額は自己負担)

## 【令和7年度の申請期限】

令和8年3月13日(金)

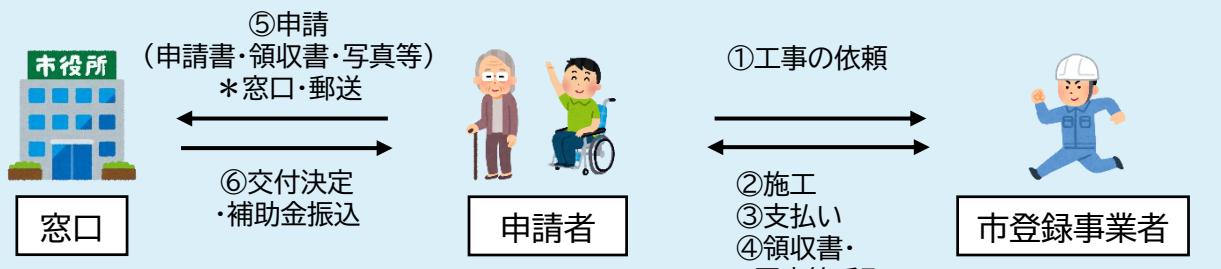
※申請状況によっては早めに申請を締め切る場合があります。

[→詳細は市ホームページをご覧ください](#)

(裏面に続きます)



## 【申請の流れ】



### 【対象となる主な家具等】

- (家 具) タンス、食器棚、書棚、ラック、仏壇 等  
 (電化製品) 冷蔵庫、テレビ、洗濯機、パソコン機器 等

### 【対象器具の例】

対象	
<b>L型金具</b> 家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ	
<b>プレート式器具</b> 家具と壁にそれぞれネジ止めした金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーなどで結んだタイプ	
<b>ベルト式、チェーン式、ワイヤー式器具</b> 家具等と壁にそれぞれネジ止めした金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーなどで結んだタイプ	
<b>連結器具とボルトナット</b> オフィス家具と壁や、オフィス家具同士を連結するための家具とボルトナット	

### 【対象外器具の例】

対象外	
<b>ポール式(つっぱり棒式)</b> ネジ止めすることなく、家具と天井の間隙に設置する棒状のタイプ	
<b>ストッパー式</b> 家具の前下部にくさび状に挟み込み、家具を壁側に傾斜させるタイプ	
<b>ストラップ式</b> 樹脂製ストラップの両端等を両面テープやネジ留めすることで、主にテレビやOA機器と台とを連結する器具	
<b>(粘着)マット式</b> 粘着性のゲル状のもので、家具の底面と床面を接着させるタイプの器具	

▲ 東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

※家具の上下を連結するもの、テレビとテレビ台を固定するものは、  
 対象器具による壁等との固定と併せて行う場合に補助対象とする。

[→ 詳細は市ホームページをご覧ください](#)

